

伊豆縦貫道には未来がある



起工式の様子

伊豆縦貫自動車道
河津下田道路の
「河津トンネル(仮称)」
起工式が5月19日に
河津町逆川地内で
行われました



「命の道」 伊豆縦貫自動車道だより

平成30年7月発行



資料提供：伊豆縦貫自動車道下田推進室

※IC名称はすべて仮称

この起工式は、河津下田道路区間で初めてのトンネル掘削工事への着手を記念するもので、牧野国土交通副大臣、川勝県知事、地元国会議員、福井市長ほか、伊豆地域の首長や施工業者など合わせて約110名が出席をしました。

このトンネルは河津町逆川と同町小鍋を結ぶ全長1,884mの長さであり、今回は

このうち逆川側から1,397m間を掘削します。残りの区間は小鍋側から着工し、今回の工事と同じ時期の完成を目指して行われる予定です。

工期はおおよそ3年後の2021年3月となっております。

今まではこの区間を通過するのに約16分かかりましたが、トンネルを利用することで約2分に短縮されます。

公共事業用地 代替地登録制度

市では、伊豆縦貫自動車道建設などの公共事業により土地を提供していただく方々の要望にお応えするために、代替地候補となる土地の情報を登録していただく「代替地登録制度」を実施しています。ぜひご協力をお願いします。

●登録の申込方法

代替地として登録を希望される方は、申出書に必要事項を記入し、建設課伊豆縦貫道係にご提出ください。

※申出書は建設課窓口又は市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

●注意事項

- 登録された土地の全てが代替地として売買されるわけではありません。
- 登録後も売買契約が成立するまでは自由に使用、処分することができません。
- 登録内容を変更する場合や登録を取り下げられる場合は、届出をお願いします。
- 登録の費用は無料です。

●税の特別控除

一定の条件のもと、代替地の契約が成立した場合には、税法上、土地の譲渡所得のうち1,500万円までの特別控除があります。

建設発生土の活用について



市では、縦貫道のトンネル掘削等によって生じる建設発生土について、地域振興につながる有効活用を検討していきます。

今年度から地域の代表者の方々と意見交換を行いながら、発生土受入地の具体的な活用計画を検討し、広報紙や地元説明会を通じて、皆さまからも広く意見を伺いたいと考えています。

伊豆縦貫自動車道に関するご意見・ご質問等は左記までお願いいたします。

問合せ先
建設課伊豆縦貫道係

2219

国土交通省沼津河川国道事務所
伊豆縦貫自動車道下田推進室

0445